

技術名称：煙突内石綿含有断熱材の石綿粉じん飛散防止処理技術
「アスア（ゲル化）工法（除去工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社 アスア
代表取締役 住田 彩
岐阜県岐阜市長良 132 番地-1-702 号

1.2 技術の名称

煙突内石綿含有断熱材の石綿粉じん飛散防止処理技術
「アスア（ゲル化）工法（除去工法）」

1.3 技術の概要

既存の煙突内に施工された石綿含有断熱材（ライニング材を含む。以下同じ）を石綿粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。
本工法の特徴は、石綿含有断熱材を用い遠隔操作で除去し、石綿含有断熱材をゲル化状態にすることにより、安全でかつ処理を容易にする技術である。

2. 開発の趣旨

既存の煙突内に施工された石綿含有断熱材の除去に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審

査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って作業を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

作業者・管理者等に対して、石綿等に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経緯

- (1) 2008年5月19日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2008年7月16日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5年間（2013年7月15日まで）とする。
- (2) 2013年3月11日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2013年5月22日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2013年7月16日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2018年7月15日まで）とする。
- (3) 2018年5月22日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2018年7月17日付けで技術審査を終了した。なお、更新日は2018年7月16日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2023年7月15日まで）とする。
- (4) 2023年5月23日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2023年7月14日付で技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2028年7月15日まで）とする。